

## ワクチン接種による後遺症等への対応について (新型コロナウイルスワクチン接種の名古屋市及び北九州市の取組)

### 1 名古屋市の取組

名古屋市では、他の政令市では実施していない独自の取組みとして「長期的な副反応（接種後概ね2週間以上経過しても継続している症状）の相談」窓口の設置及び「健康被害救済制度申請者への費用支給」を行っている。

#### (1)長期的な副反応の相談

##### ①事業内容

令和4年3月25日から、専用の電話相談窓口（愛知県看護協会へ委託）を設置し、看護師が長期的な副反応が疑われる市民の相談等に応じている。

##### ②対応方法

相談者に協力医療機関の受診及び健康被害救済制度の手続き等の案内を行う。

##### ③相談件数

5, 521件（事業開始から令和6年3月31日まで）

##### ④予算額

（令和5年度）19, 547千円 （令和6年度）6, 715千円

#### (2)健康被害救済制度申請者への費用支給

##### ①事業内容

令和5年4月から、国の予防接種健康被害救済制度の申請を行った市民に対し、医療費の自己負担分の一部及び申請に要した文書費用を支給する。

※令和3年2月17日以降の接種が対象

※令和6年4月からは、新型コロナ以外の定期接種等も対象

##### ②利用者数

177人（令和5年度）

##### ③予算額

（令和5年度）8, 300千円 （令和6年度）2, 256千円

## 2 北九州市の取組

北九州市では、市民からの副反応等の相談については、これまで市及び県が設置した相談窓口にて対応してきた。

令和6年4月からは、健康危機管理課にて市民からの相談に応じている。

### (1)北九州市設置の相談窓口

コールセンター・各区役所相談窓口を設置し、副反応等の相談対応、市医師会がまとめた副反応対応医療機関の紹介及び健康被害救済制度の案内等を行ってきた。

※コールセンター：令和6年3月末まで設置

※各区役所相談窓口：令和5年11月末まで設置

### (2)福岡県設置の相談窓口

専用ダイヤルを設置し、長期的な副反応の相談を含め、薬剤師がワクチンの副反応の対応に関するアドバイスを行う等、専門的な相談に対応してきた。

※令和6年3月末まで設置

## 3 これまでの新型コロナワクチン接種の状況

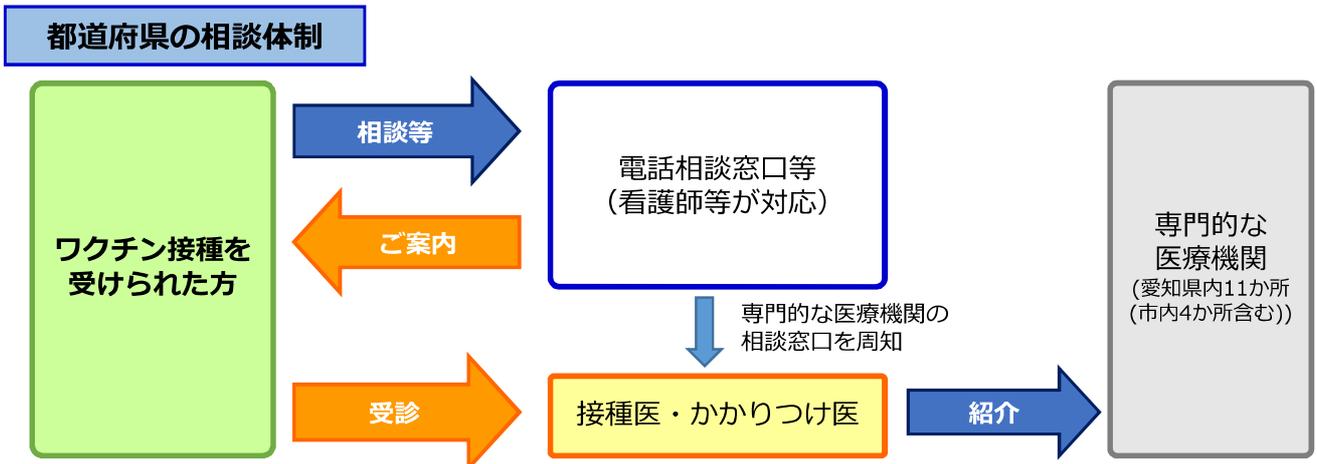
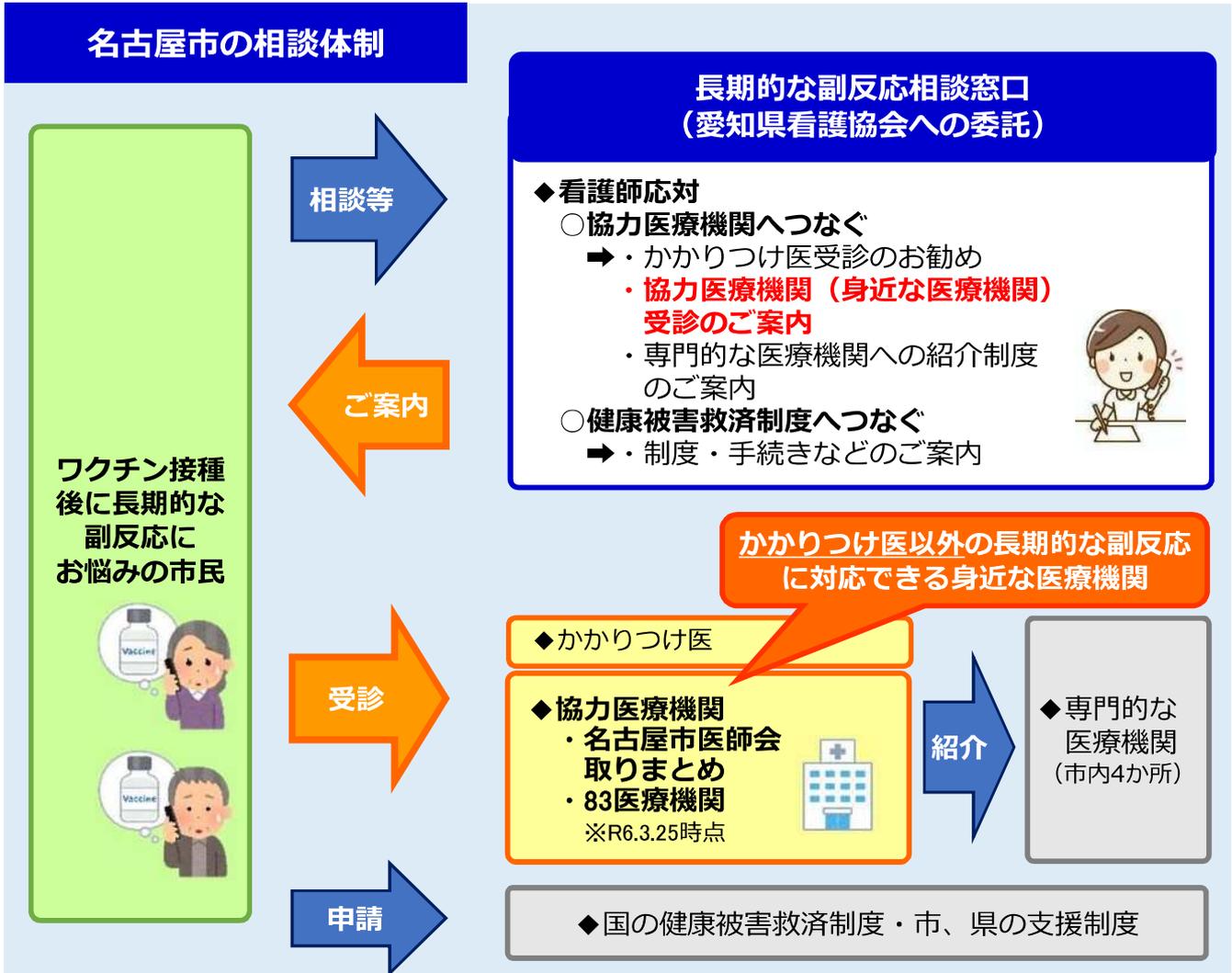
項目	名古屋市	北九州市
延べ接種者数	7,096,527人	3,254,280人
令和5年度 副反応相談件数	484件 ※長期的な副反応相談窓口での相談件数	136件 ※コールセンターでの相談件数
健康被害救済制度 延べ進達件数	174件	110件

(注) 令和6年3月末まで実施された特例臨時接種に係る状況。

各数値は、名古屋市：5月28日時点、北九州市：5月31日時点。

## 名古屋市 長期的な副反応相談体制の概要

新型コロナウイルスワクチン接種後の長期的な副反応と思われる症状で悩む市民に対して、令和4年3月25日に専用の電話相談窓口を開設し、協力医療機関や予防接種健康被害救済制度を案内している。



# 予防接種後健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。

極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。



**予防接種(定期接種、臨時接種)による健康被害が生じた場合には、  
予防接種法に基づく救済が受けられます。**

予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

## 給付の種類

### 医療機関で医療を受けた場合

医療に要した費用(自己負担分)と医療を受けるために要した諸費用が支給されます(※1)。

医療費及び医療手当

### 障害が残ってしまった場合

障害児養育年金または障害年金  
(18歳未満) (18歳以上)

### 亡くなられた場合

葬祭料、死亡一時金(※2)

**高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの請求には請求期限があります。**

(※1) 高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの場合は入院相当の場合に限ります。

(※2) 高齢者のインフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの場合は遺族一時金または遺族年金が支給されます。

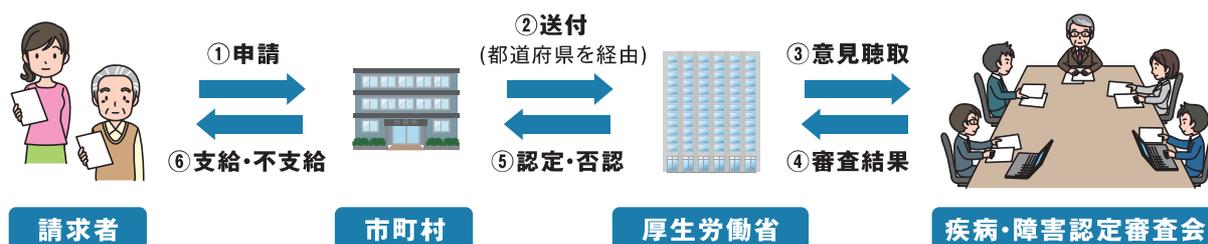
## 予防接種の副反応について

副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤・腫脹(はれ)などの比較的良好に見られる軽い副反応や、極めてまれに起こる脳炎や神経障害などの健康被害と考えられる副反応があります。

しかし、そのワクチンを接種した後に起こった症状は、ワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期にかかった感染症などが原因であることがあります。

予防接種健康被害救済制度ではワクチンの接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に給付をします。

## 給付の流れ



(※) 救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

## 給付の決定

ご提出いただいた資料をもとに、市町村、厚生労働省が必要書類などの確認をします。その資料に基づいて、予防接種・感染症・法律などの外部の専門家により構成される疾病・障害認定審査会で、因果関係を判断する審査が行われます。

審査の結果を受け、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村から支給できるかどうかをお知らせします。

## 請求方法と必要書類

健康被害救済給付の請求は、健康被害を受けたご本人やそのご家族の方が、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に行います。

請求には、予防接種を受ける前後のカルテなど、必要となる書類があります。必要な書類の種類は、申請内容や状況によって変わりますので、市町村にご相談ください。

請求に必要な書類	医療費 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時金 遺族年金 遺族一時金	葬祭料
請求書	●	●	●	●	●
受診証明書	●				
領収書等	●				
診断書		●	●		
死亡診断書、死体検案書等				●	●
埋葬許可証等					●
接種済証、母子健康手帳等	●	●	●	●	●
診療録等	●	●	●	●	●
住民票		●		●	
戸籍謄本、保険証等		●		●	●

(※) 請求に必要な書類の様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

予防接種後健康被害救済制度の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

予防接種 救済 検索



ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。